

第3章 安城市における雨水対策の課題に 対する取組内容

安城市では、第1次計画期間中の取組内容から見えた課題に対して、下記の施策を行ってきました。中間評価を行うにあたり、気候変動や社会情勢の変化に伴う影響に対応していくため、これらの施策に関しても今後の方針を検討しました。

- ① 河川・下水道の整備
 - ・一級、二級河川の整備
 - ・準用河川の整備
 - ・下水道の効率的整備
 - ・窪地における浸水対策の実施
 - ・隣接する市との共同で行う雨水対策事業の模索
- ② 河川・下水道の維持管理
 - ・準用河川・排水路の維持管理
 - ・市民との協働による維持管理の実施
 - ・河川・排水路台帳の更新
 - ・施設・設備台帳の更新
 - ・河川・排水路環境の維持・保全
 - ・下水道の維持管理
- ③ 雨水浸透施設の整備
 - ・雨水浸透施設の普及
 - ・雨水浸透施設の整備基準の作成と実施
- ④ グリーンインフラの推進
 - ・緑地・農地の保全
 - ・公共施設の緑化の推進
 - ・民有地の緑化の推進
- ⑤ 雨水貯留施設の整備
 - ・調整池の整備
 - ・遊水地の整備
 - ・雨水貯留施設の整備基準の作成と実施
 - ・水田貯留の推進
 - ・各戸貯留の推進
- ⑥ 防災対策の推進
 - ・多様な情報伝達手段の活用
 - ・提供する防災情報の充実と活用
 - ・防災ワークショップの開催
 - ・自主防災組織の強化
 - ・防災教育の推進
 - ・自助による浸水対策

3-1 河川・下水道の整備

① 一級、二級河川の整備

主体 **行政**

○ 国が管理する一級河川矢作川の整備の推進

- ・関係市で構成する「矢作川改修促進期成同盟会」の活動などを通じて、一級河川矢作川の整備を継続的に要望していきます。
- ・安城市としては、川の流れに支障となる樹木の伐採や重要水防箇所（堤体漏水の恐れがある箇所など）の対策を要望していきます。

○ 県が管理する一級、二級河川の整備の推進

- ・関係市で構成する「鹿乗川河川改修促進期成同盟会」の活動などを通じて、一級河川矢作川水系鹿乗川の河川改修や二級河川高浜川水系長田川・半場川などの河川改修を継続的に要望していきます。
- ・県が管理する河川の改修に伴い、市が管理する橋りょうの改築を行う場合は、県と協定を締結し、市も費用を負担しながら河川の改修を推進していきます。

② 準用河川の整備

主体 **行政**

○ 準用河川志茂川・長配川の整備に向けた準備

- ・鹿乗川の支川である「志茂川」、半場川の支川である「長配川」などの準用河川については、下流の一級、二級河川の整備と調整して行う必要があります。今後も県との調整会議を継続し、一級、二級河川の整備状況の把握に努め、速やかに準用河川の整備に着手できるよう、必要な時期に計画・設計業務を行います。

③ 下水道の効率的整備

主体 **行政**

○ 土地区画整理事業における雨水管渠の面的な整備

- ・土地区画整理事業により、道路や公園などの都市基盤と、雨水管渠をはじめとするインフラ施設を、一体的に整備することが可能になります。本市においても、「三河安城駅南土地区画整理事業」の実施により、雨水管渠の面的な整備を推進していきます。

○ 浸水リスクの高い地区における重点的な下水道の整備

- ・ 浸水リスクの高い「追田排水区」、「勢井前第一排水区」、「大山田第一排水区」（重点地区）においては、その他の排水区（一般地区）より高い水準で雨水管渠やその排水機能を補う調整池の整備を行います。

重点地区の整備水準：1時間当たり最大雨量68mm（10年確率×1.1倍）

一般地区の整備水準：1時間当たり最大雨量62mm（5年確率×1.1倍）

- ・ 一般地区の中でも比較的浸水リスクの高い「小川排水区」、「二本木第二排水区」、「堀内排水区」、「尾崎排水区」、「上倉排水区」においても、下水道の整備を検討していきます。

④ 窪地等における浸水対策の実施

主体 **行政**

○ 宮前ポンプ場の施設管理の徹底

- ・ 重点地区である「安城町宮前（勢井前第一排水区）」の浸水対策として、宮前ポンプ場の施設管理を徹底していきます。

○ その他の窪地等における浸水対策の検討

- ・ 安城町宮前以外にも、地形などの影響で局所的に浸水しやすい場所があるため、引き続き、窪地等における浸水対策を検討していきます。

⑤ 隣接する市と共同した計画策定と事業の執行

主体 **行政**

○ 隣接する市と共同で行う雨水対策事業の検討

- ・ 流域治水の観点から、隣接する市と共同で行う雨水対策事業について意見を交換していきます。

3-2 河川・下水道の維持管理

⑥ 準用河川・排水路の維持管理

主体 **行政**

○ 準用河川や主な排水路の草刈り

- ・準用河川や主な排水路（市街地を流れる追田川など）の草刈りを継続的に実施していきます。

○ 準用河川や主な排水樋管の点検

- ・準用河川や一級、二級河川に設置されている主な排水樋管の点検を継続的に実施していきます。

○ 準用河川などの速やかな維持修繕（河川浚渫事業の推進）

- ・点検により確認された河道や排水樋管の土砂堆積、堤防、護岸などの異常は、速やかに対処していきます。
- ・準用河川の河道に堆積した土砂の浚渫を計画的に実施し、既存の排水機能を最大限確保します。

⑦ 市民との協働による維持管理の実施

主体 **行政** / **市民**

○ 市民による河川などの草刈りや清掃作業の実施

- ・河川などの草刈りや清掃作業の一部を町内会に委託するとともに、日頃から市民に対して身近な排水路の草刈りや清掃作業に協力していただくよう呼びかけていきます。

○ 市民や町内会からの要望に基づく排水路の維持修繕

- ・市民主体の維持管理を進める中で異常が確認された排水路や、地域住民の高齢化などにより市民主体の維持管理が困難となった排水路については、市民や町内会からの要望に基づき、市が排水路の維持修繕工事を行います。

⑧ 河川・排水路台帳の更新

主体 **行政**

○ 各種台帳の更新

- ・「準用河川の点検調書」を更新していきます。
- ・排水路整備により、排水路の位置、流下方向、構造などが変更された場合は、「雨水排水路網図」を更新していきます。

⑨ 施設・設備台帳の更新

主体 行政

○ 各種台帳の更新

- ・調整池やポンプ施設が新設・改良された場合は、管理台帳を更新していきます。また、台帳のデータベース化を検討してまいります。

⑩ 河川・排水路環境の維持・保全

主体 行政

○ 河川・排水路の水質改善

- ・下水道（污水）の普及を促進し、河川・排水路への雑排水の軽減を図ります。

⑪ 下水道の維持管理

主体 行政

○ 調整池や雨水幹線等の点検・調査

- ・施設の状況を把握するため、潜行目視や TV カメラ調査により、雨水排水管等の点検・調査を行います。
- ・点検・調査の結果をもとに、改築・修繕の優先度を整理します。

○ スtockマネジメント計画の継続的な運用

- ・限られた予算や人員の中で、効果的に施設管理を行っていくため、点検・調査の結果をもとに、Stockマネジメント計画の策定を行います。

○ 下水道施設の改築・修繕

- ・Stockマネジメント計画に基づき、調整池、雨水幹線等の改築・修繕を行います。

3-3 雨水浸透施設の整備

⑫ 雨水浸透施設の普及

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 補助手続きの円滑化

- ・市民・事業者は、雨水流出抑制のため、雨水貯留浸透施設の設置に努めます。
- ・行政は、雨水貯留浸透施設設置補助制度について、「提出書類の簡素化」や「Web申請の導入」といった手続きの改善を行いました。今後も市民・事業者の利便性を向上させるため、継続的な見直しと改善を実施します。

○ 雨水浸透の意義や補助制度のPR

- ・市民・事業者に対し、ホームページ、広報、町内会の回覧による周知、市役所窓口等でのパンフレットなどの配布や、まちかど講座、防災イベントへの出展など、さまざま機会を活用して雨水浸透の意義や補助制度のPRを行っていきます。
- ・市職員に対しても、改めて雨水浸透の意義を周知し、公共施設における雨水浸透施設の普及に努めていきます。

⑬ 雨水浸透施設の整備基準等の作成と実施

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の更なる推進

- ・農地は、食料を生産する本来の機能に加え、大雨の際に雨水を貯留、浸透させる機能を有しています。農地転用を伴う開発行為（雨水浸透阻害行為）に対し、現況と同程度の保水機能を担保するよう、雨水流出抑制施設の設置を啓発していきます。
- ・境川・猿渡川流域では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、500m²以上の雨水浸透阻害行為に対して雨水流出抑制施設の設置が義務づけられているとともに、その他の流域においては「安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、雨水流出抑制施設の設置を促しております。今後は雨水流出抑制施設の設置がより促進されるよう「条例の制定」及び「安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準の見直し」について調査・研究していきます。

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

- ・安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準により、適切な雨水流出抑制施設が設置されるよう指導します。

3-4 グリーンインフラの推進

⑭ 緑地・農地の保全

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 緑地・農地の保全に資する各種制度の運用

- ・「農地転用許可制度」、「農業振興地域制度」の適正な運用により、市街化調整区域の農地を保全していきます。
- ・緑の基本計画に基づく「生産緑地地区の継続的な保全」、「身近な市民農園の整備促進」により市街化区域の農地を保全していきます。
- ・樹林保全地区など条例に定める緑地を保全していきます。

○ 農地が有する多面的機能のPR

- ・土地所有者へ「農地の多面的機能」のPRを行い、農地の保全に協力いただけるよう努めます。

⑮ 公共施設の緑化の推進

主体 **行政**

○ 公共施設における緑地の拡大

- ・市役所や文化施設、学校などの公共施設において、樹木の植栽や花壇の設置などを積極的に行います。
- ・都市公園の新設・改修を行う際は、新規植栽などを行います。
- ・地域の景観特性や環境との調和、歩行者の安全性などに配慮しながら、街路樹などによる道路緑化を検討していきます。
- ・河川の整備にあたっては、「治水」の観点だけでなく、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を検討していきます。

⑯ 民有地の緑化の推進

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 民有地における緑地の拡大

- ・緑づくりの補助制度（生垣等設置奨励補助制度、都市緑化推進事業補助制度）の積極的な活用により、住宅や店舗における生垣設置、駐車場緑化、樹木植栽、屋上緑化などを推進していきます。
- ・雨水貯留浸透施設設置補助制度とタイアップし、雨水貯留槽の設置と緑化の推進を合わせて行っていきます。

3-5 雨水貯留施設の整備

⑰ 調整池の整備

主体 **行政**

○ 下水道計画に位置づけられている調整池の整備

- ・浸水リスクの高い重点地区で計画されている調整池について、費用対効果を考慮して整備箇所を検討し、効果的な整備を行っていきます。

⑱ 遊水地の整備

主体 **行政**

○ 鹿乗川遊水地（上池）の整備

- ・矢作川下流域河川整備計画に基づく鹿乗川の河川改修を促進しながら、鹿乗川遊水地（上池）の整備についても要望を検討していきます。

⑲ 雨水貯留施設の整備基準等の作成と実施

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の更なる推進

- ・⑬と同様の取組みを行います。

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

- ・⑬と同様の取組みを行います。

⑳ 水田貯留の推進

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 水路流量調整方式と排水マス流量調整方式の併用による水田貯留の推進

- ・「排水マス流量調整方式」による水田貯留を推進しつつ、高低差の少ない水田が広範囲に広がり、かつ排水路の延長が長いような場合は「水路流量調整方式」を採用するなど、両方式を併用した水田貯留を推進していきます。

○ 土地改良事業と連携した水田貯留の推進

- ・土地改良事業における「ほ場整備（田んぼの整地など）」と連携し、水田貯留施設の整備を検討します。
- ・多面的機能支払交付金を活用する組織に水田貯留施設整備をPRします。

○ 水田貯留事業のPR

- 広報、町内会の回覧、まちかど講座、防災イベントなどを活用し、水田貯留事業のPRを行っていきます。
- 水田貯留を行っている田んぼで収穫されたお米を学校給食で提供することを通じて、本事業の認知度の向上を図ります。

② 各戸貯留の推進

主体 **行政** / **市民**

○ 補助制度手続きの円滑化

- ⑫と同様の取組みを行います。

○ 雨水貯留や雨水利用の意義や補助制度のPR

- ⑫と同様の取組みにより、雨水貯留や雨水利用の意義や補助制度のPRを行っていきます。
- 緑づくりの補助制度とタイアップし、雨水貯留槽の設置と緑化の推進を合わせて行っていきます。

3-6 防災対策の推進

② 多様な情報伝達手段の活用

主体 **行政** / **市民**

○ 多様な情報伝達手段の周知と活用促進

- ・緊急速報メール（エリアメール）、安城防災ナビ、Yahoo防災速報（防災アプリ）、ケーブルテレビ（キャッチ）、防災ラジオなど、行政があらゆる手段で避難情報を伝達することを市民に周知し、市民自身が得意なツールを活用して避難情報を確実に受信できるようにします。

③ 提供する防災情報の充実と活用

主体 **行政** / **市民**

○ 「安城市河川水位観測システム」の改良

- ・安城市河川水位観測システムにおいて、水害時に危険な道路の冠水情報を追加していきます。

○ 国が公開している「川の防災情報」の周知と活用促進

- ・国が公開している「川の防災情報」では、気象情報のほか、矢作川については地点ごとの水位や監視カメラの映像、「水害リスクライン」という新たなシステムによる区間ごとの洪水危険度を確認することができます。
- ・県が管理する河川のうち、猿渡川（井畑橋）、西鹿乗川（西鹿乗橋）、半場川（城藤橋）、長田川（大山田橋）に設置された危機管理型水位計の水位も確認することができます。
- ・防災情報について、市民への周知を徹底し、活用を促進していきます。

○ 「安城市水害ハザードマップ」の周知と活用促進

- ・令和7年9月に雨水出水浸水想定区域を反映させた「安城市水害ハザードマップ」を作成・公表しました。ホームページ、安城防災ナビ、市役所窓口等での配布、防災ワークショップや防災教育など、あらゆる手段や機会を利用して周知し、活用を促進していきます。

②④ 防災ワークショップの開催

主体 **行政** / **市民**

○ みずから守るプログラムを活用した「手作りハザードマップ」の作成

- 水平・垂直避難が必要と考えられる50cm以上の浸水想定区域に該当する地区に対し、みずから守るプログラムの活用を呼びかけ、ワークショップにより市民自身がまちの地形や浸水しやすい場所を知り、水害時の安全な避難について考える取組みを推進していきます。

○ まちかど講座の開催

- まちかど講座により、水害について学び備える取組みについて、市民に周知していきます。

○ 新たなプログラムの企画

- 「みずから守るプログラム」や「まちかど講座」の他にも、市民が“楽しく”“簡単に”学ぶことができる新たなプログラムを企画していきます。
- 県が企画している「ブラアイチ」は、まちの成り立ちや地形、過去の災害を知ることにより「まちづくり意識」、「防災意識」の啓発を行うものです。また、地域の魅力を発信することで「観光」の促進にもつながります。安城市においても、ブラアイチや同様のプログラムを活用し、防災意識の向上を図ります。

②⑤ 自主防災組織の強化

主体 **行政** / **市民**

○ 地区防災計画等の策定支援

- 自主防災組織に「地区防災計画策定マニュアル」を配布し、地区防災計画の策定を支援します。
- 地区防災計画の中には、避難所や避難経路などの情報を盛り込んだ「マップ」の要素を含めるよう自主防災組織に働きかけ、必要に応じて「手作りハザードマップ」も活用していきます。

○ より実践的な訓練の実施

- みずから守るプログラムにおける大雨行動訓練では、水害のシナリオ（タイムライン）に応じて行政・メディアなどから提供される情報を体験しながら、避難判断をトレーニングする内容が組み込まれています。このようなプログラムを積極的に活用し、より実践的な訓練を行っていきます。

②⑥ 防災教育の推進

主体 行政 / 市民

○ 小・中学校での水害に対する防災教育の推進

- ・未来を担う子供たちが水害について学び備える取組みとして、水害ハザードマップや国が公開している「防災学習ポータルサイト」の教材の活用を検討し、小・中学校向けの防災教育を推進していきます。

②⑦ 自助による浸水対策

主体 行政 / 市民 / 事業者

○ 止水板設置にかかる補助制度

- ・浸水が予想される建物や実際に浸水被害が発生した建物において、市民・事業者が、自助の取組みとして止水板を設置する場合、行政がその工事費用の一部を助成します。

○ 止水板設置補助制度のPR

- ・市民・事業者に対し、ホームページ、広報、町内会の回覧による周知、市役所窓口等でのパンフレットなどの配布や、まちかど講座、防災イベントへの出展など、さまざま機会を活用して止水板設置補助制度のPRを行っていきます。